農業ー農村地域計画
211205B0001　清水　敬祐
森林ー林業
211301B0002　松本　寛喜
森林ー林産
211303K0001　池田　景介
森林ー森林環境
211304B0001　黒川　正美
水産ー水産土木
211403A0001　佐藤　之信
経営工学ー生産マネジメント
211501B0002　高野　太志　211501B0003　中山　政明　211501B0004　永野　眞
211501D0001　遠山　克哉　211501E0001　西岡　昭彦
経営工学ーサービスマネジメント
211502B5001　保田　耕三
経営工学ーロジスティクス
211503B0001　青木　規明　211503C0001　平田　達也
情報工学ーソフトウェア工学
211602B0006　戸澤　崇　211602B0007　佐々木　真　211602M0001　新間寛太郎
情報工学ー情報システム・データ工学
211603B0001　平尾　謙次　211603B0002　藤原　広志　211603B0009　平松　克彦
211603B0010　回り道康博　211603C0001　中林　啓司　211603C5001　溝渕　匡
情報工学ー情報ネットワーク
211604B0003　石井　健司
応用理学ー物理及び化学
211701B0001　前村　庸之
応用理学ー地球物理及び地球化学
211702B0008　服部たえ子
応用理学ー地質
211703B0002　川原　直樹　211703B0006　山西霜野子　211703B0027　村上　龍介
211703B0035　堀　信雄　211703C0012　田村　英己　211703D0010　樫尾　正覚
211703F0006　赤塚　貴史
生物工学ー細胞遺伝子工学
211801B0001　高橋　広　211801M0002　吉田　聡
環境ー環境保全計画
211901B0008　佐々木寛介　211901B0009　増田　直人
環境ー自然環境保全
211903G0001　平田　洋一
環境ー環境影響評価
211904C0002　政　直樹
原子力・放射線ー原子炉システムの運転及び保守
212002C0001　渋谷　徹
原子力・放射線ー核燃料サイクルの技術
212003M0001　竹内　知輝
原子力・放射線ー放射線利用
212004B0002　富田　和雄

公　告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月９日

東北地方整備局長　津田　修一

1　処分をした年月日　平成30年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エスケーグローバル株式会社　佐野　清　福島県郡山市長者２－９－14　チサンマンション長者104　国土交通大臣許可（般－25）第25118号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年12月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月９日

東北地方整備局長　津田　修一

1　処分をした年月日　平成30年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　林興業株式会社　林　史宏　福島県いわき市植田町根小屋65－１　国土交通大臣許可（特－26）第10732号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年１月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月９日

東北地方整備局長　津田　修一

1　処分をした年月日　平成30年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　北芝電機株式会社　管野　義知　福島県福島市松川町字天王原９　国土交通大臣許可（般・特－27）第21058号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年１月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月９日

関東地方整備局長　泊　宏

1　処分をした年月日　平成30年２月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丸紅株式会社　國分　文也　東京都中央区日本橋２－７－１　国土交通大臣許可（特－27）第5581号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年１月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。